

## 八千代市国民健康保険料減免取扱要領

(平成 7 年 3 月 17 日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市国民健康保険条例（平成6年八千代市条例第20号。以下「条例」という。）第27条に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 条例第27条第2項に規定する保険料の減免を受けようとする者とは、被保険者の属する世帯の世帯主をいう。

(減免対象者)

第3条 条例第27条第1項第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する被保険者及びその者の属する世帯の世帯主（以下「被保険者等」という。）をいう。

- (1) 火災，風水害，震災その他これらに類する災害により所有する家屋及び家財等に甚大な損害を受けた者
- (2) 失業，廃業及び事業不振により収入が著しく減少した者
- (3) 疾病及び負傷に伴い医療費が著しく増加した者
- (4) 貧困により，生活が著しく困窮している者

2 条例第27条第1項第3号に規定するその他特別の事由があると認められる者とは，次の各号のいずれかに該当する被保険者等をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条各号のいずれかに該当することにより給付制限を受ける者
- (2) 債務保証の履行により，生活が著しく困窮している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めるもの

(減免の適用)

第4条 前条第1項各号に該当する被保険者等については，当該減免の理由が発生した日以後に到来する当該年度の納期に係る保険料の額について，減免するものとする。ただし，減免すべき額が当該減免の申請の日以降に到来する納期に係る保険料の額を超えるときは，その額を限度とする。

2 前条第2項第1号に該当する被保険者等については、当該給付制限を受けている期間の保険料の額について減免するものとする。

(減免額の算出)

第5条 減免する額は、減免額算出基準表(別表)により算出するものとする。

2 被保険者等が第3条に規定する減免理由のうち2以上に該当するときは、最も減免割合の大きい減免理由を適用し、減免する額を算出するものとする。

(減免額の端数計算)

第6条 前条の規定により算出された減免する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

(減免申請書等の添付書類)

第7条 条例第27条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 収入・無収入申告書(第1号様式)
- (2) 資産申告書(第2号様式)
- (3) 給与証明書(第3号様式)
- (4) 公的機関が発行する災害が証明できる書類
- (5) 医療機関に支払った医療費を証明する書類
- (6) 給付制限の期間を証明できる書類

2 八千代市国民健康保険規則(平成6年八千代市規則第40号)第56条に規定する減免の変更申請をする場合においても、必要に応じ前項に規定する必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(減免申請書等の受理)

第8条 市長は、国民健康保険料減免申請書又は国民健康保険料減免変更申請書の提出があったときは、適正に記載された場合において受理するものとする。ただし、無申告等所得不明者については、所得申告の後でなければこれらを受理しないものとする。

(現状調査)

第9条 市長は、減免の承認又は不承認の決定をするときは、速やかに減免調査書(第4号様式)により、当該被保険者等の現状を調査するものとする。

(減免理由消滅申告書)

第 10 条 条例第 27 条第 3 項に規定する申告は、国民健康保険料減免理由消滅申告書（第 5 号様式）により行うものとする。

(減免の変更及び取消し)

第 11 条 市長は、減免の承認及び変更の承認の決定を受けた納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その決定を取り消すものとする。

(1) 減免の理由が消滅し、前条の申告書が提出された場合

(2) 減免を受けている者の世帯の被保険者に資格の得喪があったため賦課額に変更があった場合

(3) 虚偽の申請その他不正行為によって減免の措置を受けたと認められる場合

2 前項の規定により、その減免の変更又は取り消しがあった場合、減免された保険料を徴収することができる。

(減免の変更及び取消通知)

第 12 条 市長は、前条の規定により減免の変更をする場合は、国民健康保険料減免変更通知書（第 6 号様式）により、その減免を取消しする場合は、国民健康保険料減免取消通知書（第 7 号様式）により納付義務者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の「八千代市国民健康保険料減免取扱要領」の規定は、平成 9 年 1 月 1 日以後の申請について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の「八千代市国民健康保険料減免取扱要領」の規定は、平成23年7月1日以後の申請について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の「八千代市国民健康保険料減免取扱要領」の規定は、令和2年4月1日以後の申請について適用する。